お役立ち情報サイト

種苗法の改正について

【農林水産省】

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/shubyoho.html

種苗法の改正の背景、改正の内容などを掲載しています。

担当:知的財産課 種苗室 種苗企画班 TEL:03-6738-6443



品種登録ホームページ

【農林水産省】

http://www.hinshu2.maff.go.jp/index.html

品種登録に関する情報が掲載されています。

担当: 知的財産課 種苗室 種苗企画班 TEL: 03-6738-6443



【お問合せ先】

植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム

代表機関 JATAFF (公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会)

TEL: 03(3586)8644 Mail: st-pgr@jataff.or.jp

品種の持つ

力を活かす

種苗法改正のポイント







農業者の

優れた新品種は、日本の食と農を支え、 海外に市場を広げる底力です。



新たな品種を開発し、種苗法で登録された品種(登録品種)には、育成者権(知的財産権の一つ)があります。 在来品種や登録品種の権利期間が終了した一般品種は誰もが自由に利用することができます。

海外への種苗の持ち出し



海外持出禁止との条件が定められている場合は、この 様な種苗の海外への持ち出しは法令違反になります (令和3年4月1日から種苗への表示が義務づけられています)。

▼栽培地域が限定された 品種もあります

登録品種には、海外持出禁止や栽培地域の限定など の条件を付けることが可能になりました(令和3年4 月1日出願品種から適用)。

表示の確認

ぜ表示を確認しましょう

登録品種の種苗には、「登録品種」などの表示があります(令和3年4月1日から義務化)。種苗を購入する際は、表示を確認しましょう。

☑利用条件にも注意

国内栽培地域の限定など条件が有る場合がありますので、種苗への表示を確認しましょう。





✓増殖には許諾が 必要です

令和4年4月1日から登録品種の収穫物の一部を自分の種苗として使うことにも、育成者の許諾が必要になります(育成者が認めていれば増殖できます)。

※改正前の種苗法で自家増殖とされている行為

√増殖した種苗の販売や 譲渡には許諾が必要です

増殖した登録品種の種苗はこれからも今までと同様に 許諾なしには譲渡や販売はできません。

ぜ簡易な許諾方法

育成者が認めていれば、団体を通じた簡易な許諾手続きも可能です。

